

令和6年第8回坂戸市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年7月25日（木）午後2時00分から午後2時40分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	澤 田 一 成	出		7	林 昇	出	
2	小 川 隆	出		8	林 真由美	出	
3	小 島 保	出		9	栗 原 昇	出	
4	石 川 猛	出		10	松 永 貴 夫	出	
5	小久保 隆 義	出		11	新 井 雅 之	出	
6	浅 見 勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 7名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
12	齋 藤 文 夫	出		16	鹿ノ戸 健 次	欠	
13	西 嶋 正 芳	出		17	人 見 武 男	出	
14	岡 野 幸 平	出		18	小 川 邦 雄	出	
15	中 島 昭 夫	出		19	岡 野 和 紀	出	

7. 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名

8. 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	岡田 全弘	主 任	赤澤 結
副 課 長	小俣 千秋	主 事	蛭間 祐貴

9. 開 会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和6年第8回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 松 永 貴 夫

委員 新 井 雅 之

11. 議決事項及び議事の要領

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の耕作面積等は、議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためです。

申請地は、「特別養護老人ホーム 小沼サークルホーム」の北西に位置し、合計で4筆になっております。現地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 西嶋委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 譲受人は、現在は自身で約3,000㎡の農地を耕作し、野菜を作っております。譲渡人は高齢による農地の縮小を考えており、今回の申請となりました。

申請地については耕作できるように管理されており、取得後も問題なく耕作でき、近隣農地への影響は無く、小委員会では問題ないとのことでありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第31号農地法第3条の規定による許可申請については「取得後の営農見込有り」と認め、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第31号は許可と決定します。

議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、住宅敷地としての追認となります。

今回の申請の経緯ですが、申請人は農業従事者であり、経営規模の拡大を図るために新たに3条で農地の取得をしたい旨の相談が事務局にありました。その際、3条の許可基準である違反転用がないかを確認したところ、申請人の自宅が自身の所有する隣の農地に一部はみ出していることが判明しました。この農地へはみ出している部分を農地転用の許可を受けるにあたり、県へ事前相談をしたところ、「住宅は生活を営む上で必要不可欠なものであり、撤去は不要である。」との回答を得たため、撤去を行わず、現状のままで許可を得る追認という形の申請にいたっています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準では、追認のため新たな工事等はなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第4条第6項各号には該当せず、許可基準に適合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
大家地区 小久保委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 申請人が新たに農地の購入を希望した際に、相続した自宅が農地にはみ出していることを知り、今回の申請にいたりました。農地に設置されていた小屋も撤去され、越境部分を除いては農地として適切に管理されています。

住宅部分の追認となるため、周辺の農地に支障を生ずるおそれはなく、小委員会としてもやむを得ないとの結果になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第32号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第32号は、許可相当と決定します。

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農

条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
1番～2番 勝呂地区 岡野幸平委員
3番 大家地区 澤田委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1番案件と2番案件につきましては、譲渡人の一人は、父の代まで営農しておりましたが、父が他界して以来、農業はやっていないとのことです。以前転用許可された隣地であり、排水は側溝放流にするととのことで、問題はないと考えます。
いずれも、小委員会では問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

委 員 3番案件につきましては、譲渡人は高齢で施設に入所しております。申請地は、前回許可を得た隣地であり、近隣農地への影響はありません。小委員会で協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第33号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第 3 3 号は、許可相当と決定します。

報告第 7 号 専決処分の報告について

議 長 報告第 7 号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第 7 号ですが、6 月の専決処分は、農地法第 3 条の 3 の届出 7 件、農地法第 5 条の農地転用届出 1 4 件です。

内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和 6 年第 8 回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 6 年 7 月 2 5 日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員